

特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧（昭和48年～平成17年）

調査業種	調査年次 (和暦) (西暦)	昭和												平成																				
		48年	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元年	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17
		73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05
1 物品賃貸業	ビ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2 情報サービス業	ビ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3 広告業	ビ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		△			
4 エンジニアリング業	ビ									☆		△	△	△					○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		△				
5 デザイン業	ビ	○	○				△		△		△						△		△		△		△		△		△		△					
6 機械設計業	ビ									☆							△		△		△		△		△	△		△						
7 環境計量証明業	ビ				△	△		△		△		△															△		△					
8 ディスプレイ業	ビ							☆				△						△		△		△		△		△		△						
9 研究開発支援検査分析業	ビ																				☆					△		△						
10 テレマーケティング業	ビ																										☆	△		△				
11 コンサルタント業	ビ	○	○				△		△																									
12 トレーディングスタンプ業	ビ						☆																											
13 複写業	ビ																			☆														
14 映画館	娯		△	△			△												△		△		△				△		△					
15 ゴルフ場	娯		△	△			△					△		△				△	△	△		△					△		△					
16 テニスコート(テニス練習場を含む。)	娯						☆										△		△		△		△		△		△		△					
17 ボウリング場	娯						☆						△						△		△		△		△		△		△					
18 遊園地・テーマパーク	娯											☆							△		△		△		△		△		△					
19 ゴルフ練習場	娯																☆		△		△		△		△		△		△					
20 劇場(貸しホールを含む。)	娯																			☆								△		△				
21 映画制作・配給業、ビデオ発売業	娯																									☆		△		△				
22 貸自転車業	娯												☆																					
23 リゾートクラブ	娯																			☆														
24 クレジットカード業	教						☆				△					△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		△		△			
25 葬儀業	教												☆																△		△			
26 フィットネスクラブ	教																☆		△		△		△		△		△		△		△			
27 カルチャーセンター	教																			☆								△		△				
28 結婚式場業	教																					☆						△		△				
29 外国語会話教室	教																								☆			△		△				
30 エステティック業	教																												☆					
31 新聞業、出版業	教																															☆		
調査業種数		5	5	5	5	4	4	7	7	5	5	5	5	6	7	5	5	5	8	9	10	10	9	9	9	10	9	9	10	10	9	10	10	9
調査スキーム		毎年調査3業種 + 周期(2年連続) 調査業種						毎年調査3業種 + 3年周期調査業種(ローテーション業種) + 新規調査業種						毎年調査5業種 + 3年周期調査3~4業種 + 新規調査1~2業種						毎年調査2業種 + 原則カテゴリー別に 3年周期調査														

注: 1.昭和48年～昭和53年調査までの○印は毎年調査業種、△印は2年連続調査業種を表す。また、昭和54年調査以降の○印は毎年調査業種、△印は周期調査業種、☆印は新規調査業種を表す。  
 2.昭和48年～昭和53年調査までの娯楽関連産業のうち、「テニスコート(テニス練習場を含む。)」は平成11年調査まではテニスコートのみ調査である。  
 3.平成12年～平成17年調査までの調査スキームは、3区分のカテゴリー(ビ:ビジネス支援産業、娯:娯楽関連産業、教:教養・生活関連産業)により実施した。なお、ビジネス支援産業のうち、「物品賃貸業」、「情報サービス業」は平成13年調査から対象範囲を従来の市部から全国へ拡大した。  
 4.平成17年調査までは、「映画制作・配給業、ビデオ発売業」、「エンジニアリング業」、「クレジットカード業」、「外国語会話教室」、「新聞業、出版業」は企業(本社)を対象とし、それ以外は事業所を対象としている。

特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧（平成18年～30年）

調査年次 (和暦)		平成													
		18年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
調査業種		(西暦)													
		06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
1	ソフトウェア業	☆	○	○	○	○			○	○	○			○	○
2	情報処理・提供サービス業	☆	○	○	○	○			○	○	○			○	○
3	インターネット附随サービス業			☆	○	○			○	○	○			○	○
4	映像情報制作・配給業		☆	○	○	○			○	○	○			○	○
5	音声情報制作業			☆	○	○			○	○	○			○	○
6	新聞業			☆	○	○			○	○	○			○	○
7	出版業			☆	○	○			○	○	○			○	○
8	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業			☆	○	○			○	○	○			○	○
9	クレジットカード業、割賦金融業		☆	○	○	○			○	○	○			○	○
10	各種物品賃貸業	☆	○	○	○	○			○	○	○			○	○
11	産業用機械器具賃貸業	☆	○	○	○	○			○	○	○			○	○
12	事務用機械器具賃貸業	☆	○	○	○	○			○	○	○			○	○
13	自動車賃貸業			☆	○	○			○	○	○			○	○
14	スポーツ・娯楽用品賃貸業			☆	○	○			○	○	○			○	○
15	その他の物品賃貸業			☆	○	○			○	○	○			○	○
(平成19年まで)		(20年以降)													
16	広告代理業	☆	○						○	○	○				
17	その他の広告業	☆	○						○	○	○				
18	デザイン・機械設計業		☆		○	○	○		○	○	○			○	○
	18 機械設計業				○	○	○		○	○	○			○	○
19	計量証明業		☆	○	○	○			○	○	○			○	○
20	機械修理業(電気機械器具を除く)			☆	○	○			○	○	○			○	○
21	電気機械器具修理業			☆	○	○			○	○	○			○	○
22	冠婚葬祭業					☆	○		○	○	○			○	○
23	映画館					☆	○		○	○	○			○	○
24	興行場、興行団					☆	○		○	○	○			○	○
25	スポーツ施設提供業					☆	○		○	○	○			○	○
26	公園、遊園地・テーマパーク					☆	○		○	○	○			○	○
27	学習塾					☆	○		○	○	○			○	○
28	教養・技能教授業					☆	○		○	○	○			○	○
調査業種数		7	11	21	28	28			28	28	28			28	28
調査スキーム		毎年調査				毎年調査(標本調査)									

平成24年2月1日に実施された「平成24年経済センサス―活動調査」の中で、必要事項を把握することとして中止

平成28年6月1日に実施された「平成28年経済センサス―活動調査」の中で、必要事項を把握することとして中止

注: 5.平成18年調査からは、①調査対象名簿を業界団体等から事業所・企業統計調査名簿(総務省)へ変更(アクティビティベースから産業格付ベースへ変更)、②調査対象業種の毎年調査化、③調査対象業種の産業分類レベルを日本標準産業分類小分類に統一するなどの改正を実施した。  
 6.平成18年調査からは、「映像情報制作・配給業」、「音声情報制作業」、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」、「新聞業」、「出版業」、「クレジットカード業、割賦金融業」は企業(本社)を対象とし、それ以外は事業所を対象としている。  
 7.平成19年11月に日本標準産業分類の改正が行われたため、平成20年調査からは改正産業分類により調査を実施した。  
 8.平成21年調査からは、調査客体への負担軽減、調査資源の効率化の観点から、母集団数が小規模な業種を除き、標本調査を導入した。